

高等技術専門校の在り方検討に係るコンサルティング等業務委託仕様書

注1 この仕様書は、企画提案書作成用である。

注2 企画提案競技後、埼玉県は、業務委託先候補事業者と仕様について協議を行う。協議が整った場合は、仕様書を修正の上業務委託契約を締結する。

1 業務名

高等技術専門校の在り方検討に係るコンサルティング等業務

2 業務委託期間（予定）

契約締結日～令和8年12月下旬

3 業務の目的

埼玉県（以下、「県」という。）が設置している高等技術専門校及び職業能力開発センター（以下、「高技専」という。）には、産業人材育成の拠点として、企業が求める即戦力人材の育成・輩出や、在職者のスキルアップを支援することにより、県内企業の生産性向上（労働の質向上）や人手不足の解消に寄与することが求められている。一方で近年、高技専の定員充足率は低下しており、入校者の確保が課題となっている。

本事業は、企業が求める人材育成ニーズを調査・分析し、今後の高技専に関する施策について効果的な提案を行うことを目的とする。

4 業務委託の内容

(1) 調査対象の抽出

(2) で実施する調査の設計の段階で抽出法を決定し、受託者が有するまたは入手する企業データから抽出する。

(2) 高技専関連施策の方向性に係る検討

ア 現状・課題の分析（基礎調査全般）

高技専の設備や人員などの現状、社会情勢（人口動態、経済状況、雇用状況、リスクリング等の雇用のトレンド等）や高技専関連施策について、現状及び今後の動向に係る調査・分析を行い、今後高技専が求められる役割や人材育成ニーズを整理する。分析は、埼玉県職業能力開発計画や令和6年度「埼玉県職業能力開発調査」も踏まえて実施すること。

なお、分析に当たっては、定量的データによる比較を行うこと。

（埼玉県職業能力開発計画・令和6年度「埼玉県職業能力開発調査」

：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0811/syokunouplan/index.html>）

イ 企業・業界団体等へのヒアリング調査等の実施に係る支援

本県が実施する企業・業界団体等へのヒアリング・アンケートの項目や手法に対するコンサルティングを行うとともに、結果の分析を行う。

ウ 企業等へのアンケート調査

県と協議の上、3000社以上の企業に対し、高技専に求める人材像やニーズ等に

関するアンケート調査を実施し、その分析を行う。

エ 他自治体の先進事例の調査

他自治体における先進事例を調査し、県で実施する際に効果が期待できる取組の情報を収集する。

オ その他の調査

ア～エ以外に高技専関連施策の提案に必要な調査がある場合は実施すること。

(3) 今後の施策の提案

(2)の内容を基に、訓練科の見直し、導入すべき設備、企業との連携方法や効果的な広報手法等については、短期・中期・長期の各段階で実施する内容を整理した上で提案を行うこと。なお、提案内容は、優先度や実施に要する費用、実施時期などについて、施策の実施に際し意識する視点や方針などの違いにより、複数提案することを妨げない。

(4) 報告書の作成・納品

調査・分析内容を整理し、報告書として取りまとめること。

なお、(2)の内容については、令和9年度の事業への反映を想定し、令和8年9月30日(水)までに中間報告書としてまとめること。

作成した報告書は、県が指定するデータ形式で埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当(埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1)へ納品すること。

(5) その他

ア 実施計画(業務全体のスケジュールを含む。)を作成し、本業務開始後速やかに県へ提出するとともに、月1回以上、進捗状況等を記載した報告書を提出すること。また、必要に応じて県と打ち合わせを実施すること。

イ 本業務の実施に必要な体制を構築し、責任者、副責任者及び事務担当者等の業務分担を明確にすること。

ウ 本業務の運営に当たっては、県の方針に従うこと。

5 成果の帰属

(1) 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物又は第三者の著作物については、受託者又は第三者に帰属する。

(2) 受託者は、本業務実施に必要な範囲で受託者が従前より有する著作権又は第三者の著作権について適切な措置を講じなければならない。また、著作権に係る問題等が生じた場合は、受託者の責任により対処するものとする。

6 留意事項

(1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 埼玉県職業能力開発審議会などの議論を踏まえ柔軟に対応すること。

(3) 業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県へ報告、協議し指示を受けること。

(4) 委託業務上発生した障害や事故は、県に報告の上、指示を仰ぎ、早急に対応すること。

(5) 受託者は、本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請負させてはならない。た

だし、県が書面により事前承諾した場合、この限りではない。

- (6) 再委託が承諾された場合、受託者は再委託先に本業務の一切の義務を遵守させること。
- (7) 業務実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (8) 委託業務で知り得た秘密を漏らしたり、目的外利用したりしてはならない。委託期間終了後や契約解除後も同様とする。
- (9) 取得した個人情報適切に管理し、埼玉県個人情報保護条例を適用して取り扱うこと。
- (10) その他、本仕様書に定めのない事項は、県と協議の上決定する。